

独立行政法人森林総合研究所

分科会ヒアリング資料

目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案・・・ 1
- (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・・・ 13
- (参考資料)
- 法人の概要
- 法人パンフレット

平成 22 年 9 月 14 日

農林水産省

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		農林水産省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人森林総合研究所	森林・林業分野の研究の推進【研究部門】	「新成長戦略」のもと、「森林・林業再生プラン」の達成や地球温暖化防止、生物多様性国家戦略等に資するため、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、国家的な課題に対応した研究をより重点的、戦略的に実施。 温暖化防止や違法伐採対策などの課題に対応できる国際的に高く位置づけられる研究所づくりを目指す。	【支部・事業所等の見直し】 (研究部門) ・研究計画の変更等に伴い、代替可能性等を検討した上で、試験林の見直しを実施。 ・高地価地域に所在する3つの実験林について見直しを実施。 (森林農地部門) ・特定中山間保全整備事業等の区域完了などに合わせ、現場組織を縮小・廃止。 ・賃借料の軽減を図る観点から関東整備局(港区)及び森林農地整備センター本部事務所(川崎)の移転を検討。	【保有資産の見直し】 ・金融資産は、適切な規模で必要額を次期中期目標期間に繰越し、残額は国庫納付。 ・実物資産は、今後、事務、事業の見直しと連動して検討。 【随意契約の見直し】 ・契約監視委員会の監視のもと、競争性のない随意契約等の見直しを引き続き徹底。
	水源林造成事業	①森林の有する公益的機能を持続的かつ高度発揮させる観点から、平成20年度以降の新規契約について措置している抜本的な見直しを継続。(見直し内容:広葉樹等の現地植生を活かし、長伐期かつ主伐時の面積を縮小・分散化する施業) ②既契約分についても引き続き長伐期化・複層林化などの施業方法の見直し等を推進。	【事務事業実施主体の見直し】 (研究部門) ・現行の組織形態を維持しつつ、推進拠点等の見直しを行うとともに、「森林・林業再生プラン」の達成に向けて研究領域間の横断的連携を強化。 ・研究支援に関する業務の実態を踏まえ、引き続き効率化の方策及び必要な組織体制の再編を検討。 ・なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。	【自己収入の拡大】 ・外部資金の獲得、出版物の対価徴収、寄付金の受入などの取組を強化。 ・間伐木等の販売収入の確保。 【管理運営の適正化】 ・理事長のリーダーシップの下でのトップマネジメント体制を維持。 ・評価結果等を各種計画の策定や予算配分に反映する、PDCAサイクル機能を引き続き活用。 ・給与については引き続き国家公務員に準拠。 ・「森林・林業再生プラン」の達成に向け、政策部局との連携を一層強化
	特定中山間保全整備事業等	(特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業)平成25年度までの事業完了に向けて計画的に実施。また、負担金の徴収及び償還業務を着実に実施。 (幹線林道事業等に係る債権債務管理及び幹線林道事業の保全管理業務) 引き続き、債権債務管理を確実に実施するとともに、幹線林道事業の保全管理及び地方公共団体への移管を円滑に推進。	(森林農地部門) ・法律で定める日までの経過措置として本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続。 ・その他の承継業務については平成25年度目途で事業完了・廃止。	【事業の審査、評価の見直し】 ・外部評価等を活用し、引き続き業務運営を改善。 【給与振込の見直し】 ・原則1口座への振込とすることにより、経費の節減を図るとともに事務の合理化を図る。 【海外出張旅費の見直し】 ・引き続き国に準じた運用を実施。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		森林総合研究所			府省名	農林水産省	
沿 革		平成 13. 4 独立行政法人森林総合研究所 平成 13. 4 独立行政法人林木育種センター			} → 平成 19. 4 独立行政法人森林総合研究所 } 統合 平成 15. 10 独立行政法人緑資源機構 } 一部承継 平成 20. 4 独立行政法人森林総合研究所		
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年度～平成 17 年度 第 2 期：平成 18 年度～平成 22 年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		10 人（3 人）	8 人（1 人）	2 人（2 人）	1, 268 人		556 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度(要約)
国 からの 財 政 支 出 額 の 推 移 (単位: 百万円)	一般会計	9, 454	10, 752	55, 397 【研究部門 10, 627】 【森林農地部門 44, 771】	51, 279 【研究部門 10, 531】 【森林農地部門 40, 748】	43, 560 【研究部門 10, 344】 【森林農地部門 33, 216】	38, 756 【研究部門 10, 160】 【森林農地部門 28, 596】
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	9, 454	10, 752	55, 397 【研究部門 10, 627】 【森林農地部門 44, 771】	51, 279 【研究部門 10, 531】 【森林農地部門 40, 748】	43, 560 【研究部門 10, 344】 【森林農地部門 33, 216】	38, 756 【研究部門 10, 160】 【森林農地部門 28, 596】
	うち運営費交付金	8, 443	10, 317	10, 180 【研究部門 10, 180】 【森林農地部門 0】	10, 124 【研究部門 10, 124】 【森林農地部門 0】	9, 973 【研究部門 9, 973】 【森林農地部門 0】	9, 927 【研究部門 9, 927】 【森林農地部門 0】
	うち施設整備費等補助金	154	256	287 【研究部門 287】 【森林農地部門 0】	258 【研究部門 258】 【森林農地部門 0】	258 【研究部門 258】 【森林農地部門 0】	232 【研究部門 232】 【森林農地部門 0】
	うちその他の補助金等	857	179	44, 931 【研究部門 160】 【森林農地部門 44, 771】	40, 897 【研究部門 149】 【森林農地部門 40, 748】	33, 329 【研究部門 113】 【森林農地部門 33, 216】	28, 596 【研究部門 未定】 【森林農地部門 28, 596】
支出予算額の推移 (単位:百万円)		10, 116	12, 038	91, 696 【研究部門 11, 928】 【森林農地部門 79, 769】	86, 583 【研究部門 11, 848】 【森林農地部門 74, 736】	74, 638 【研究部門 11, 831】 【森林農地部門 62, 807】	【研究部門 未定】 【森林農地部門 54, 185】
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		232	217	5, 787 【研究部門 303】 【森林農地部門 5, 483】	6, 998 【研究部門 1, 208】 【森林農地部門 5, 790】		
発生要因		【研究部門】 ① 平成 18 年度においては、個別法に基づき承認された前中期目標期間繰越積立金（第 1 期中期目標期間中に自己収入により取得した資産の期末簿価額、たな卸資産及び前払費用等）を計上。 ② 平成 19 年度以降については、通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金及び当期末処分利益を計上。 【森林農地部門】					

	① 平成 20 年度に、業務の実施に必要な財源として前中期目標期間から繰越した積立金。 ② 平成 20 年度以降、毎年度生じている利益（受益者負担金の徴収と借入金償還との条件差（期間、利率、支払方法）によって受取利息、支払利息の差から生じる利益等）について、通則法第 44 条第 1 項に基づき計上。					
	見直し案	【研究部門】 適切な会計処理であり、現金及び預金については、現中期目標期間終了時の金額確定後に返納予定。 【森林農地部門】 適切な会計処理であり、現中期目標期間に必要な金額を精査し、適切な規模で必要な金額を繰越し、残額は国庫返納。				
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	41	62	228 【研究部門 228】 【森林農地部門 0】	524 【研究部門 524】 【森林農地部門 0】		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	10,229	12,674	66,259 【研究部門 11,433】 【森林農地部門 54,825】	82,657 【研究部門 10,510 (11,410)】 【森林農地部門 72,148】	(見込み) 100,711 【研究部門 11,435】 【森林農地部門 89,276】	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	【研究部門】 事務事業の効率化及び自己収入の増等により行政サービス実施コストの削減に努めている。平成 19 年度は、林木育種センターとの統合により増加した。平成 21 年度については、1 件で 10 億円（20 年度からの繰越分 2 億円を含む）の受託事業を収益化した影響で実施コストが極端に低額となっている。これに係る費用（1 億円）及び収益（10 億円）を除いて算出した数値を参考として（）で記載した。平成 22 年度は当初予算（年度計画）を計上しており、22 年度の実績段階では受託研究等が当初予算よりも増加すると見込まれるので、21 年度の（）書きの額よりも低下する見込み。 【森林農地部門】 コスト構造改善プログラムによりコスト縮減に努める（平成 20 年度～24 年度の 5 カ年間で平成 19 年度比 15%のコストを縮減）。（当法人の行政サービス実施コストが大きく変動しているのは、各事業区域等へ連年投入してきた国費が事業完了年度において一括して計上される仕組みとなっているためである）					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)	【研究部門】 運営費交付金を充当して行う事業について、前年度に比べ一般管理費 3%以上及び業務経費 1%以上の経費削減目標に対して、前年度に比べ一般管理費 4.5%及び業務経費 2.6%を削減し、目標を達成。 また、人件費については、平成 18 年度以降の 5 年間ににおける 5%以上の削減目標に対して、4 年目である平成 21 年度において 4%削減を実施。 【森林農地部門】 人件費は中期目標の 40%削減に対し 32.1%、一般管理費は中期目標の 35%削減に対し 40.6%と着実に削減している。					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	森林総合研究所		府省名	農林水産省
事務及び事業名	【研究部門】森林・林業分野の研究の推進			
事務及び事業の概要	森林・林業に関わる研究を通じて、豊かで多様な森林の機能を活かした循環型社会の形成に努め、我が国の持続的な発展に寄与するため、以下の研究などを実施(これらの研究は「新成長戦略」、「森林・林業再生プラン」、「チャレンジ25」、「生物多様性国家戦略」の達成にも資するもの)。 ① 地球温暖化防止対策に向けた研究 ② 生物多様性保全技術や野生生物による被害対策技術の開発 ③ 水源かん養や土砂流出・崩壊防止を通じての「緑のダム」としての機能に関する研究 ④ 林業の再生を支える低コスト技術や木材利用の拡大をめざした技術の開発 ⑤ 将来発展する可能性のある新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明 ⑥ 林木の新品種の開発や林木遺伝資源の収集・保存			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	10,160百万円 (▲184百万円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	未定 (百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	750人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)のもと、「森林・林業再生プラン」(平成21年12月25日農林水産省決定)の達成や地球温暖化防止、生物多様性国家戦略等に資するため、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、国家的な課題に対応した研究をより重点的、戦略的に実施。 また、国際的なネットワークを生かし、温暖化防止や違法伐採対策などの課題に対応できる国際的に高く位置づけられる研究所づくりを目指す。			
備考〔補足説明〕	森林・林業再生プランでは、我が国の林業の復興が謳われており、林業・木材産業の再生に向けた地域からの要請や社会の変化にも即応することが必要。 また、我が国が世界をリードするため、各国機関との交流を一層進め、国際会議、交渉等を通じた国家的課題に貢献する取組を強化する。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	今後とも受託研究等の外部資金獲得に努め、自己収入を確保することにより行政サービス実施コストの改善に努める。			

事務及び事業名	【森林農地部門】水源林造成事業			
事務及び事業の概要	奥地水源地域の保安林であって、かつ、土地所有者自身による森林整備が困難な無立木地等について、保安林の機能確保のため分収造林契約により森林を造成			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	23,578 百万円 (▲850 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	30,514 百万円 (▲870 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	335人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 水源かん養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、平成 20 年度以降の新規契約については契約内容・施業方法を抜本的に見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の面積を縮小、分散化する施業内容の契約に限定しており、本措置を継続。 ② 既契約分についても、公益的機能の高度発揮の観点から、引き続き長伐期化・複層林化などの施業方法の見直し等を推進。			
備考〔補足説明〕	水源林造成事業は、土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域における公的なセーフティネットとして、針広混交林施業など高度な造林技術力により、立木のない荒れ地を豊かな森林・水源に確実に再生することで、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与し、県域を越えて下流域全体における公益的機能を確保する事業。水源林造成事業の果たすべき役割をさらに明確化するため、公益的機能を十全に発揮する契約方法、施業方法に見直しを行っているもの。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	長伐期化等によりライフサイクルコストの改善によるコスト縮減が図られる（一定期間主伐を回避することにより水源かん養機能が一時的に低下することを防ぐとともに、再造林に要するコストの縮減が図られる。）。			

事務及び事業名	【森林農地部門】特定中山間保全整備事業等（特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、幹線林道事業等に係る債権債務管理及び幹線林道事業の保全管理業務）			
事務及び事業の概要	（特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業） 生産条件の不利な中山間地域の農林業の振興、水源かん養等森林と農用地が有する公益的機能の維持増進のため、森林と農地が混在する区域において、一体的かつ総合的な森林及び農地の保全・整備等を実施。 （幹線林道事業等に係る債権債務管理及び幹線林道事業の保全管理業務） 平成 19 年度末までに緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を実施。 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管を推進。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	5,018 百万円 (▲3,770 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	23,671 百万円 (▲7,752 百万円)

事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	183人
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	(特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業) 平成 25 年度までの事業完了に向けて計画的に実施。 また、道府県、市町村、受益者からの負担金の徴収及び償還業務を着実に実施。 (幹線林道事業等に係る債権債務管理及び幹線林道事業の保全管理業務) 引き続き、債権債務管理を確実に実施するとともに、幹線林道事業の保全管理及び地方公共団体への移管を円滑に推進。
備考〔補足説明〕	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、独立行政法人整理合理化計画 (H19. 12. 24 閣議決定) に基づき平成 19 年度限りで廃止した旧緑資源機構の事業について、経過措置として森林総合研究所に承継しているものであり、現在実施中の区域の完了をもって事業は廃止。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の執行にあたって、現場発生材を活用し、資源循環の促進によるコスト縮減が図られる (現場で発生する根株を廃棄せず、チップ化し道路法面の植生に活用すること等によるコスト縮減等)

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	【研究部門】 ○現中期目標期間中において試験林を廃止してきたが、さらに、研究計画の変更等に伴い、代替可能性等を検討した上で、試験林の見直しを実施。 ○市街化の進展等を踏まえつつ、高地価地域に所在する 3 つの実験林について見直しを行い、試験調査等の早期終了、別の試験地を確保等の措置を検討。その上で、売却又は国への返納措置を実施。 【森林農地部門】 ○森林農地整備センターの現場組織は、特定中山間保全整備事業等の地区完了に合わせ縮小・廃止。 ○賃借料の縮減を図る観点から関東整備局（港区）及び森林農地整備センター本部事務所（川崎）の移転を検討。	【研究部門】 ○現行の組織形態を維持しつつ、基礎研究及び開発研究の充実及び高度化を図りながら、常に成果の社会還元を意識したイノベーション研究開発を目指し、産学官連携の一層の推進と政策的な課題への弾力的な対応に向けて推進拠点等を見直しを行うとともに、「森林・林業再生プラン」の達成に向けて研究領域間の横断的連携を強化。 また、研究支援部門に関する業務の実態を踏まえ、引き続き効率化の方策及び必要な組織体制の再編を検討。 なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。 【森林農地部門】 ○別に法律で定める日までの経過措置として本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続。 ○水源林造成事業以外の承継業務（特	【研究部門】 ○当研究所は、森林・林業・木材産業の分野で、国家的課題に取り組む、政策に貢献している国内で唯一の総合的な研究機関であり、重複排除・事業主体の一元化の対象となる事業・他法人等はない。 【森林農地部門】 ○水源林造成事業、特定中山間保全整備事業等に関係して、重複排除・事業主体の一元化の対象となる事業・他法人等はない。

		定中山間保全整備事業等)は平成 25 年度目途で事業完了・廃止。	
備考〔補足説明〕	【研究部門】 ○旧森林総合研究所と旧林木育種センターとの統合による管理部門の効率化、統合メリットの発現として一般管理費の削減に取り組んできたところ。 ○本部機能や地方施設の再編については、林木育種は育種資源を成木に仕立てた状態で維持、活用する必要があり、移転には巨額の経費と長期間を要するため、林木育種センターを本所に移転することは困難。 我が国には亜寒帯から亜熱帯に及ぶ多様な森林が分布しており、フィールド研究の拠点として支所を設置しているとともに、地域毎に適応可能な品種が異なるため、種苗の配布区域等を勘案して育種場及び林木育種センターを設置している。同じ地域に支所と育種場がある場合もあるが、上記と同様の理由により、育種場を支所に移転することはできず、逆に育種場構内に新たに支所の職員・施設を収容できる余地もないことから、連携を図りながら効率的に業務を進めているところ。 旧森林総合研究所と旧林木育種センターとの法人統合の際、間接部門の会計・経理、給与等に関する業務につ	【研究部門】 ○課題解決型研究に柔軟かつ迅速に対応するためには、機動性を持つ組織体制が重要であり、課題解決に向けて機動的な対応をとるため、推進拠点等を見直す。 【森林農地部門】 ○本法人が水源林造成事業を承継した時点においては、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、平成 22 年 4 月に国有林野事業の一部を移管する独立行政法人を設立し、この新法人に水源林造成事業を承継することを予定。 しかしながら、「独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）」により、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新するとの基本的姿勢の下、整理合理化計画は凍結。 このため、水源林造成事業は、当面、本法人での実施を継続するが、将来の実施主体については、引き続き慎重に検討する必要。	【研究部門】 ○森林分野は、 ①林木の生育が主に自然の土地生産力に強く依存し、かつ超長期の期間を要すること、 ②森林の存在自体が生物多様性の確保に貢献し、また森林そのものが国土の保全、水源のかん養などの重要な公益的機能を発揮し、しかもその機能の便益は所有者以外の国民に広くひき及ぶこと、 など研究対象としての森林・林業は、農業と比較しても格段に時間軸の長い複雑な系を構成している。 また、国際的な会議・交渉等の場においても農業や水産分野とは別に議論がなされており、科学領域としても政策分野としても独立している。 このため、他の研究機関等と統合しても効率化や相乗効果は期待できない（他の多くの先進国でも林業関係研究機関は独立しており、独自の国際的なネットワークを形成している） ○今後の対応方向として、森林・林業・木材分野に関する研究の対象は広範多岐にわたっており、必要に応じて他の機関が有する専門性とも

	いては、本所への一元化を実施済みであり、支所と育種場を統合するメリットは見いだせない。 【森林農地部門】 ○右欄に示すように、水源林造成事業の将来的な実施主体については、引き続き慎重に検討する必要があるため、当面、水源林造成事業等の事務所を研究所の支所や育種場と統合しても、再分離が必要となる可能性。 このため、事務所の見直しについては、農用地関係事業の完了に伴う建設事業所の閉鎖など業務の縮減に応じた組織の見直しを実施。 また、賃借料の縮減を図る観点から、移転費用を短期間で回収可能と考えられる関東整備局及び森林農地整備センター本部事務所の移転について検討。		連携（交流）に努めながら研究開発を推進していく。
--	---	--	---------------------------------

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	○平成 18 年 4 月から非公務員化を措置済。		
備考〔補足説明〕			

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	森林総合研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	○利益剰余金等の金融資産については、次期中期目標期間に必要な金額を精査し、適切な規模で必要な金額を繰越し、残額は国庫返納。 ○実物資産については、現在、売却手続中の土地、建物の売却収入は、売却後速やかに国庫納付。その他の実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討。	○外部有識者（弁護士、公認会計士）と常勤の監事で構成される「契約監視委員会」を設置し、契約の点検・見直しを実施。同委員会の監視のもと、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底。	【研究部門】 ○引き続き外部資金の獲得に努めるとともに、出版物の対価徴収、寄附金の受入など自己収入の拡大に向けた取り組みを強化。 【森林農地部門】 ○水源林造成事業における間伐木等の販売収入の確保。	
備考〔補足説明〕	○金融資産のうち、売却済の土地、建物の売却収入約 4 億 8 千万円については、通則法等の規定に基づき平成 22 年度中に国庫納付予定。	○今後とも引き続き、競争性を高めることにより、コストの縮減と情報公開の徹底による契約の透明性の確保を図る。	○水源林造成事業地は若齢林分が多いため、業務収入の主体は間伐木の販売による収入である。このような中で、利用間伐（間伐木を販売する間伐）面積を拡大するなど、収入確保の取組を進めているところであり、引き続き収入の確保に努める。（平成 21 年度の利用間伐面積は平成 16 年度に比べ 2 倍以上の実績）	

法人名	森林総合研究所		府省名	農林水産省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置	○理事長のリーダーシップの下、理事会、研究運営会議等において、予算の	【研究部門】 ○研究部門については、研究戦略会議	○業務の効率化を図る観点から、引き続き、保守・管理業務等について、	

(又は見直しの方向性)	執行管理を含めた業務運営に関する意思決定を行うトップマネジメント体制を維持。 ○評価結果等を各種計画の策定や予算配分に反映する、PDCAサイクル機能を引き続き活用。 ○給与については引き続き国家公務員に準拠することとし、人件費については政府全体の方針を踏まえて検討。 (ラスパイレス指数(対国家公務員: 21年度) 事務・技術職員 102.0、研究職員 98.9(事務・技術職員のラスパイレス指数は平成23年度に目標水準の100となる見込み。)) ○「森林・林業再生プラン」の達成に向け、政策部局との連携を一層強化。	等における内部審査・評価の強化を図るとともに、外部専門家からなり研究の推進方向や成果に関するレビューを行う重点課題評価会議や産業界・マスコミ等の外部有識者からなり研究所の活動・業務全般に関する評価・助言を行う研究評議会の評価等を活用し、引き続き、業務運営を改善。 【森林農地部門】 ○水源林造成事業は、法人が国からの予算措置の範囲内で事業計画を作成し、国と協議。 ○特定中山間保全整備事業等は、法人が申請した事業実施計画書を国が審査のうえ適否を決定。	アウトソーシングを積極的に実施。
備考〔補足説明〕	○年3回開催する研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議、隔月で開催する事業運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営に関する意思決定を行うとともに、必要な指示を行うなど、法人経営を統括しているところ。 また、研究資金の配分にあたっては、理事長と所幹部による研究戦略会議で所として推進すべき課題をプロジェクトとして決定、推進するとともに、優れた研究成果にインセンティブを与えるため課題担当者に研究費を重点的に配分するなどの対応をとっているところ。 ○旧緑資源機構からの承継職員に対	○今後とも、外部評価等を積極的に活用しながら、業務運営の改善に努める。	○実験林の管理業務について、技術専門職員でなければ出来ない研究補助業務を担当することとし、その他の業務についてアウトソーシングを実施しているところ。 また、研究施設及び庁舎管理等の保守管理、見本園の一般公開及び健康診断並びに施設営繕等の事務についてアウトソーシングを実施しているところ。

	し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施していくことにより、対国家公務員指数の引き下げを図っているところ。		
--	--	--	--

法人名	森林総合研究所	府省名	農林水産省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	○給与の振込について、複数口座への振込から、原則１口座への振込とすることにより、経費の節減を図るとともに事務の合理化を図る。 『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』	○海外出張旅費の取り扱いについては、引き続き国に準じた運用を実施。 『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』	
備考〔補足説明〕	○これまで給与の振込については、複数口座への振込を認めていたが、平成 22 年度から、原則１口座への振込となるよう移行手続きを進めているところ。	○航空機出張におけるビジネスクラスの利用については、独法移行時（平成 13 年度）から国家公務員に準じた運用とすることにより、経費の節減を図っているところ。	

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横 1.（2）」中の「（横 1.（2）」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2）事務所等の見直し」を示す。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
25	森林総合研究所 (16、17) ・材木育種センター ・森林総合研究所	● 非公務員化	①	・個別法の改正で、平成 18 年度より森林総合研究所及び林木育種センターは、特定独立行政法人から非特定独立行政法人へ移行し、国家公務員の身分が無くなり非公務員として事務及び事業を実施。
		● 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施	①	・平成 19 年 4 月 1 日付けで森林総合研究所と統合し、両法人に設置されていた監査室、企画担当部、総務担当部をそれぞれ一つに統合。また、森林バイオ分野における連携の推進として、森林バイオ研究センターを設置するなど研究業務と一体的な業務を実施。
		● 新品種開発等の対象樹種の重点化	①	・統合前の中期計画に、地域が限定され公立林業試験場等において実施可能な樹種の新品種の開発及び関連する調査・研究は地方にゆだねる旨を、統合前及び統合後の中期計画に、花粉症対策に有効な品種、地球温暖化防止に資する品種、国土保全、水源かん養及び自然環境保全の機能の向上に資する品種、林産物供給機能の向上に資する品種の開発並びに関連する調査・研究を行う旨を明記し、計画に沿って実施。
		● 地方組織の事務・事業を見直し再編統合	① ② ①	・全国 5 か所に設置している試験地の要員の恒常的な配置の必要性について見直し、2 試験地(多摩試験地、千代田試験地)を廃止した。 ・全国 93 か所に設置している試験林についてその必要性の検討を行った後、3 割減を目標に見直しを行い平成 21 年度までに 24 か所(26%)を廃止した。平成 22 年度中に達成予定である。 ・全国 4 か所に設置している増殖保存園の要員配置を見直し、2 名減を実施。

		● 試験研究業務は法人が真に担うべきものに重点化	① ・ 森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に係わる課題及び木質バイオマス利用促進に係わる課題、全国的に対処すべき研究課題等、研究業務について重点化された中期目標に基づき、中期計画を策定し、計画に沿って実施。その後においても、林業研究開発推進ブロック会議において、地域における研究ニーズを各都道府県から聴取することにより、都道府県との連携を推進し、これらを踏まえ、課題の設定において森林総研と都道府県との役割分担を実施。
--	--	---------------------------------	---

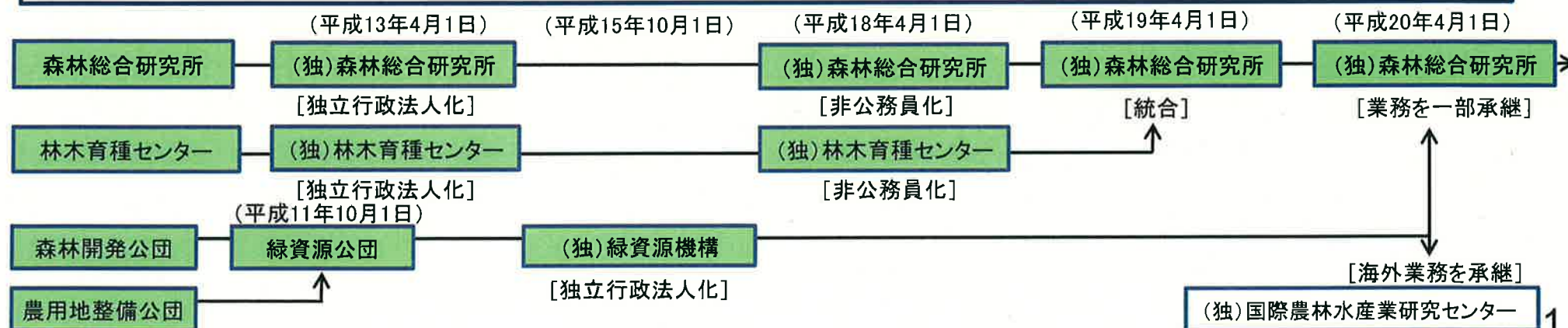
独立行政法人 森林総合研究所の概要

独立行政法人森林総合研究所の特徴

- 森林総合研究所は、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における国家的な行政課題に対応して、総合的に研究を行っている我が国唯一の研究機関
- 森林・林業に関わる研究を通じて、豊かで多様な森林の機能を活かした循環型社会の形成に努め、我が国の持続的な発展に寄与
- 森林・林業再生プラン、新成長戦略、チャレンジ25、生物多様性国家戦略の達成に貢献
- 奥地水源地域での森林造成、中山間地域での森林・農用地の一体的整備等を推進

沿革

明治38年（1905年）	農商務省山林局林業試験所として東京府目黒村に発足
昭和53年（1978年）	筑波研究学園都市に移転
平成13年（2001年）	独立行政法人森林総合研究所発足（第Ⅰ期中期計画：平成13年度～17年度）
平成18年（2006年）	非公務員型独立行政法人化（第Ⅱ期中期計画：平成18年度～22年度）
平成19年（2007年）	独立行政法人林木育種センターと統合
平成20年（2008年）	旧緑資源機構の業務の一部を承継



目的(独立行政法人森林総合研究所法第3条)

森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

役職員数

(平成22年4月1日現在)

<役員>

理事長 1人
理事 5人
監事 3人

<職員>

1,208人
研究部門 736名(うち研究職469名)
森林農地部門 472名

平成22年度当初予算(年度計画ベース)

<研究部門>

運営費交付金	9,973(百万円)
運営費交付金(前年度繰越額)	152(百万円)
施設整備費補助金	258(百万円)
受託収入	1,387(百万円)
(競争的研究資金を含む)	
諸収入	62(百万円)
合計	11,831(百万円)

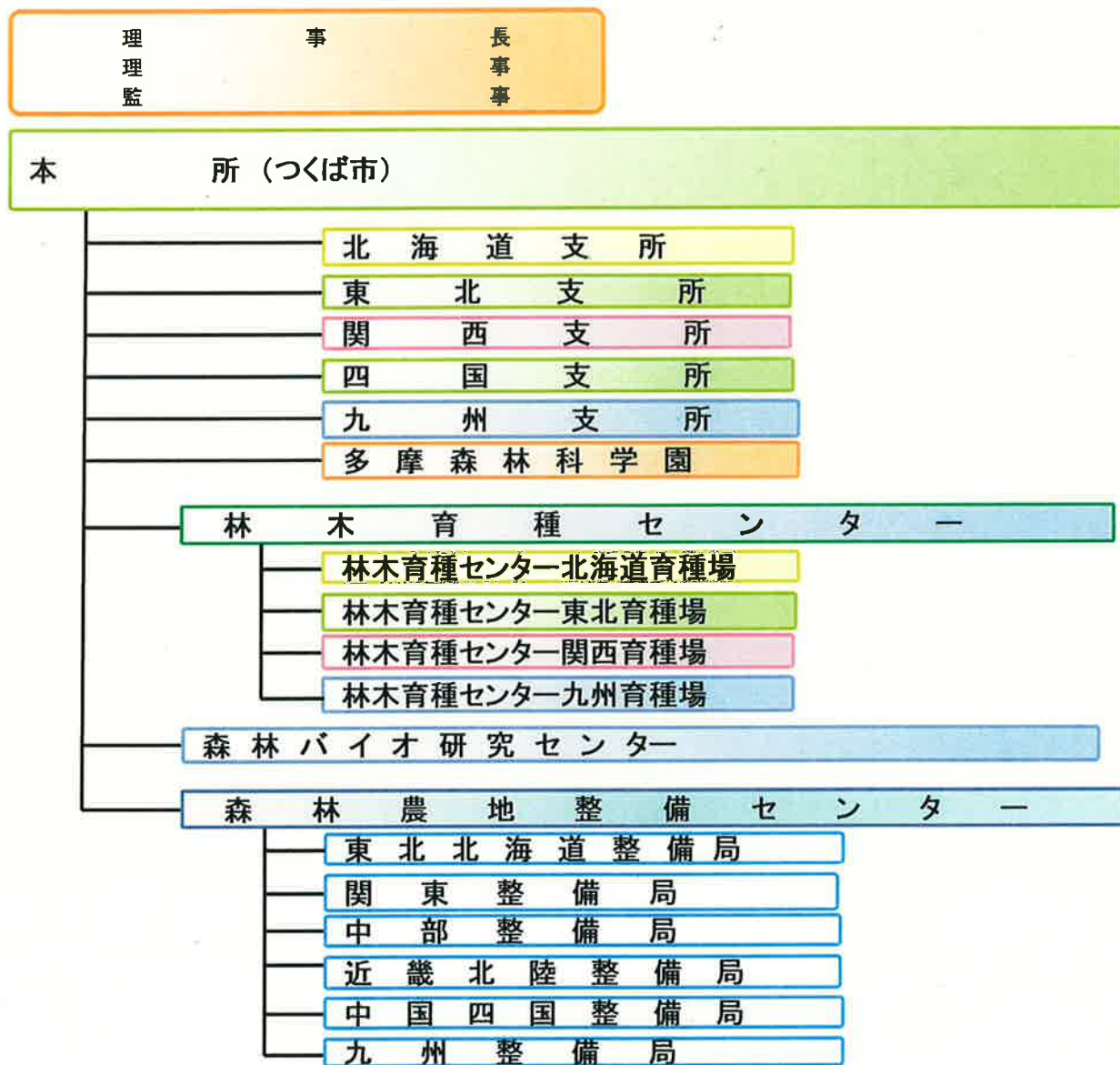
<水源林造成事業>

国庫補助金	13,653(百万円)
政府補給金	55(百万円)
政府出資金	10,784(百万円)
長期借入金	6,800(百万円)
業務収入	93(百万円)
業務外収入	168(百万円)
合計	31,553(百万円)

<特定中山間保全整備事業等>

国庫補助金	8,018(百万円)
政府交付金	706(百万円)
長期借入金	600(百万円)
業務収入	21,512(百万円)
業務外収入	162(百万円)
合計	30,998(百万円)

実施体制



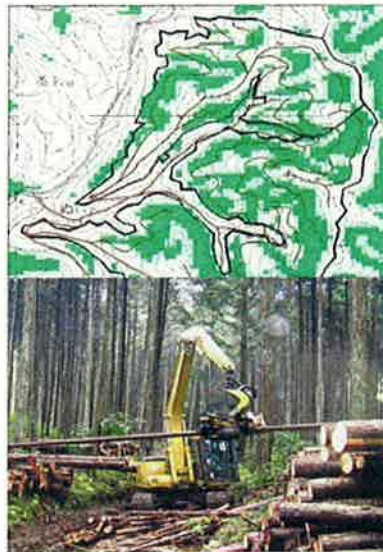
森林・林業の再生を支える低コスト作業技術の開発

- 森林・林業再生プランの達成に不可欠な低コストで効率的な路網・作業システム等を確立するために必要な技術を開発

路網整備・作業システムの開発

- ・路網設計法の開発

傾斜地における安全で効率的な林道設計技術を開発



- ・搬出作業システムの開発

林業機械化による集材搬出コスト低減

コンテナ苗植林技術の開発

- ・自動植付機の開発

土壌を耕耘後、コンテナ苗を植え付け



- ・コンテナによるポット苗の育苗法の開発



低コスト林業による林業の活性化

木材利用の拡大をめざした技術開発

- 森林・林業再生プランの目標「10年後の木材自給率50%以上」達成を支援する利用技術を開発

地域材を用いた厚物合板の開発



・厚物合板「ネダノン」を開発し、スギ材の合板利用を促進



・異樹種集成材JAS規格改定に貢献し、スギ材の集成材利用を促進

国産材利用拡大と自給率の向上に貢献

木質系資源の新素材開発

リグニン
(木材主成分)

・リグニンを利用した
高分子化合物を開発



活用例: 高機能接着剤
(接着強度が極めて大)

木材から新素材を開発、
未利用資源の有効利用を促進

地球温暖化対策に向けた研究

- 「温室効果ガス25%削減」達成を目指し、地球温暖化関連の研究を推進

国家森林資源データベースの開発 我が国の全森林の情報を収録

・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)や締約国会議へ専門家を派遣

・森林吸収量の算定手法を開発し、我が国の森林の炭素吸収量算定に活用

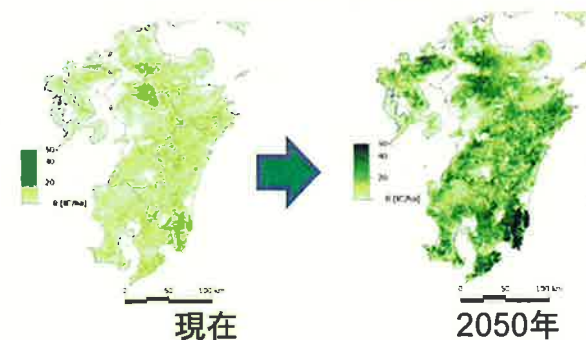
・森林や土壌の炭素量の計算手法を開発し、IPCCの吸収量算定ガイドライン作成に貢献



・国家森林資源データベースシステムを構築

森林吸収量の将来予測 森林炭素動態モデルの開発

・スギ林炭素蓄積の予測



温暖化シナリオのみならず森林管理の影響を検証できる数値モデルを開発

京都議定書の森林吸収量 "3.8%" を科学的根拠に基づく手法で算定

森林施業を考慮に入れた温暖化の影響予測

生物多様性、国土保全・災害防止等に関する研究

- 生物多様性国家戦略を踏まえ、生物多様性の保全に関する研究を実施
- 国民の安全・安心の確保を図る国土保全・災害防止や林木の新品種開発に関する研究を実施

生物多様性保全技術の開発



〈小笠原の事例〉

- ・外来樹種アカギの駆除方法の開発
- ・クマネズミの根絶方法の開発 等



生態系管理マニュアルと外来樹種駆除マニュアルを作成し、小笠原の森林生態系の保全に貢献

小笠原の世界遺産登録推薦へ

崩壊危険地判定や被害軽減対策



- ・大型実験装置による山地崩壊条件を解明

- ・岩手・宮城内陸地震における土砂災害緊急調査を実施
→ 早期災害復旧に貢献
- ・共生微生物を利用した新しい緑化技術を開発 → 三宅島の災害復旧を支援

崩壊危険エリア判定と早急な被害回復へ

林木の優良品種の開発・普及



一般的なスギ



花粉量1%以下

少花粉スギ品種

- ・少花粉スギ、無花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・普及
- ・マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発・普及

花粉発生源対策や松林再生に貢献

奥地で水を育む水源林造成事業

- 奥地水源地域に所在する民有保安林の無立木地など、土地所有者の自助努力では整備が困難な箇所に森林を造成
- 都道府県域をこえる広範な流域において水源かん養機能を確保

事業のしくみ

分収造林契約締結・地上権設定

土地所有者

- ・土地の提供
- ・細分化した土地は集約

造林者 (造林の実行)

森林総合研究所

奥地での確実な森林造成、針広混交林への誘導等
に向け管理経営を主導

- ・費用負担
- ・森林調査
- ・施業の決定
- ・造林者への技術指導
- ・契約の締結・管理

○植栽面積 46万ha ○契約件数 19千件 (H21年度末)

高度な技術力で多様な森林を整備



奥地のやぶ地など

- 前生広葉樹は残して植栽
- 下刈、除伐、間伐等を実施
- 小面積で分散した伐採



針広混交林施業



複層林施業

適正な森林管理を長期間にわたり担保

公益的機能を高度に発揮

中山間地域における森林・農用地の保全・整備等

○特定中山間保全整備事業

広域的な中山間地域において、森林と農用地の保全・整備を一体的に実施し、農林業の持続的な生産活動を通じて水源かん養等の公益的機能を維持増進。

○農用地総合整備事業

広域的な中山間地域等において、農地の排水改良による地域特産品等の振興や農道整備による流通体系の改善等を総合的に実施し、地域や農業の再生を図る。

現在実施中の6区域の完了時点(H25)において、事業廃止。

(完了見込)

現行中期目標期間内:3箇所

次期中期目標期間内:3箇所

完了地区の事例

地域の課題

- 農林業従事者の高齢化や減少
- 農地や森林の健全な保管理に支障
- 水源かん養等の公益的機能の低下の恐れ

区画整理により耕作放棄に歯止め



- ・区画の整形等により機械化作業が可
- ・農作業が効率化され耕作放棄に歯止め

事業の効果

森林の保全・整備に貢献



- ・多目的ダム上流部の未立木地等の森林を再生
- ・区域内の森林の保全・整備等の効率的な作業に貢献

更に、企業参入による6次産業化への取り組み

- ・農道の整備により、地域の農地へのアクセスが大幅に改善
- ・隣県の食品加工会社が農道沿いの農地を取得し、平成22年度から本格的にニンニク等の生産を開始



その他の業務

- 緑資源幹線林道事業(H19限りで廃止)に係る賦課金、農用地総合整備事業に係る負担金等の債権債務について、徴収・償還業務を実施。
- 地方公共団体への移管未了の林道について、移管の円滑化のため、必要な維持、修繕等を実施。

森林・林業再生プラン概要

◆◆ 再生プランの目ざすところ ◆◆

- ・林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図る。
- ・森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直す。



木材自給率50%(2020年までに)
【木材生産1,800万m³→4,000万～5,000万m³】

■ 林業経営・技術の高度化

○ 路網・作業システム

- ・先進的林業機械の導入、普及
- ・作業道作設に関する新たな指針の創設
- ・生産性の高い機械利用を前提とした路網体系の理論・技術の整理・普及
- ・理論・技術の整理(作業システム、機械、森づくり、間伐方法等)

○ 森林組合改革・民間事業体サポート

- ・地域の森林管理の主体として森林組合の役割の明確化
- ・員外利用の厳格化
- ・会計制度の見直し
- ・民間事業体の育成強化

○ 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

- ・理論・技術、研修・普及体制の整理
- ・フォレスター育成システムの確立
- ・現場技術者、路網設計者、オペレーターを体系的に育成する制度整備

■ 森林資源の活用

○ 国産材の加工・流通構造

- ・質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・大ロット需要先への供給体制の整備
- ・木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

○ 木材利用の拡大

- ・地域材住宅の推進とそれを支える技術の標準化、木造設計を担える人材の育成
- ・公共施設等への木材利用の推進
- ・バイオマス利用の理論・技術の整理と着実な普及体制の整備
- ・環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

■ 国民の財産を活かす

○ 国有林の技術力を活かしたセーフティネット

- ・公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献

■ 制度面での改革、予算関係

- ・補助金・予算の見直しは2010年6月、他は原則として2010年11月までに結論
- ・森林・林業基本計画に反映
- ・公開ヒアリングを開催

○ 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化

- ・森林の現状を把握するための森林資源モニタリング調査等森林情報の整備・公表
- ・森林計画制度の見直しによる適切な森林管理の確保
- ・経営意欲のある者への経営の集中化の促進策の導入
- ・管理放棄地に対するセーフティネット体制(公的森林整備)の確立

○ 伐採・更新のルール整備

- ・森林資源の循環利用を念頭にいた伐採・更新対策の整備(大規模皆伐の抑止・確実な植林の確保対策等)

○ 補助金・予算の見直し

- ・補助金の見直し(メニューの簡素化、補助金の透明性・公平性の確保、長伐期化への誘導)
- ・路網、機械への補助は、理論・技術の習得とあわせて実施
- ・予算の見直し

森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要） ～コンクリート社会から木の社会へ～

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

III. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業者サポート

2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

IV. 推進体制

- ・ 森林・林業再生プラン推進本部（本部長：農林水産大臣）
- ・ 検討委員会（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業者・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）〈森林・林業関連部分の抜粋〉

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」

（4）観光立国・地域活性化戦略

～農林水産分野の成長産業化～

（森林・林業の再生）（P.27）

戦後植林した人工林資源を持続可能な形で本格的に利用するため、国産材利用の環境面での効用に対する理解を深めていくとともに、路網の整備、森林管理の専門家（フォレストナー）等の人材の育成、間伐材を始めとした国産材の利用の拡大、木質バイオマスとしての活用等を柱として、森林・林業の再生を図り、木材自給率を50%以上に向上させることを目指す。

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

強みを活かす成長分野

1. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト

3. 森林・林業再生プラン（注：21の国家戦略プロジェクトの3番目）

森林所有者者をサポートするシステムを構築した上で、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入を一体的に進め、スケールメリットによる林業経営を可能とする。

森林計画制度については、行政が策定する計画を現場に分かりやすく、使いやすいものにするとともに、森林経営者が策定する「森林経営計画（仮称）」を創設し、施業の集約化や路網の整備を認定要件とする。また、「日本型フォレストナー」、「森林施業プランナー」、「技能者」の資格制度及びこれらの人材育成のための仕組みを整備する。さらに、無秩序な伐採を防止し、持続的な森林経営を確保する観点から、伐採面積の上限の設定や伐採後の確実な更新を確保する仕組みの導入等、伐採・更新ルールを抜本的に見直す。

あわせて、林野関係予算を「選択と集中」の観点から抜本的に見直し、努力する者が報われるものとし、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」を導入する。

これにより、今後10年以内に外材に対抗できる国内林業の基盤を確立するとともに、木材の需要拡大を図り、木材自給率50%以上を見込む。